

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2689号)

令和3年5月20日

横情審答申第 2689 号
令和 3 年 5 月 20 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成31年4月19日金高第90号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「・金沢区高齢・障害支援課が特定個人Aの支援に関わった記録（特定個人Bが特定個人Aに関して高齢・障害支援課に相談した記録）・特定個人Bが自分のことに関して高齢・障害支援課に相談した記録」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「・金沢区高齢・障害支援課が特定個人Aの支援に関わった記録（特定個人Bが特定個人Aに関して高齢・障害支援課に相談した記録）・特定個人Bが自分のことに関して高齢・障害支援課に相談した記録」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「・金沢区高齢・障害支援課が特定個人Aの支援に関わった記録（特定個人Bが特定個人Aに関して高齢・障害支援課に相談した記録）・特定個人Bが自分のことに関して高齢・障害支援課に相談した記録」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成31年3月4日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、審査請求人本人の情報ではなく、審査請求人が横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 条例第20条に定める本人開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、他者の保有個人情報は対象とならない。
- (2) 審査請求人は、審査請求人の亡母である特定個人Bの保有個人情報の開示を求めているが、横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引（以下「手引」という。）の条例第20条運用欄に「死者の個人情報については、原則として本人開示請求の対象とならず、死者の個人情報の本人開示請求を他者が行うことは認められない。」と明記されている。
- (3) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）では、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同

時に本人開示請求者（以下「請求者」という。）本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるとされている。

- (4) 先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、①死亡した親の遺伝子情報、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報を例示している。
- (5) 本件保有個人情報は、審査請求人の亡母である特定個人Bの保有個人情報であるため、請求者を本人とする個人情報ではなく、請求者以外の死者の個人情報である。
- (6) 審査請求人が提出した本件本人開示請求に係る開示請求書を提出する際及び審査請求書には、先例答申において死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として掲げる上記①から④までに該当すると認められるような主張はなかった。
- (7) したがって、本件保有個人情報は、条例第20条第1項に規定する自己を本人とする保有個人情報ではなく、また、死者の個人情報について他者が本人開示請求をできる例外にも該当しないことから、審査請求人は条例第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 審査請求人は、金沢区の担当ケースワーカーの訪問があったときに担当ケースワーカーから「障害年金がぎりぎり間に合う」と言われたと特定個人Bから聞いており、ケース記録によれば、金沢区福祉保健センター保険年金課年金係（以下「金沢区年金係」という。）に確認した結果として審査請求人の兄である特定個人Aの障害年金の受給が可能であること、障害年金の申立てについては社会保険労務士を紹介し、金沢区年金係と金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「金沢区高齢・障害支援課」という。）との間で特定年月日までに申請することが確認されて

いたが、経緯が不明のまま手続が中断された。特定個人B及び審査請求人は、特定個人Aの障害年金の申請がどのような状態にあるのかについて、書類が手元にないため把握することができず、助言・支援を求める機会を喪失した。

- (3) 特定個人Bは、自分が亡き後に特定個人Aが生活に困窮することを心配して亡くなっており、少なくとも行政職員及び社会保険労務士の不作為により精神的損害を被っていた可能性が高い。

審査請求人は、特定個人Bの財産・債務を相続している。特定個人Bは、自らは精神的損害等の不利益を訴えることなく亡くなったが、審査請求人は、相続人として債権の有無を確認し、行使すべき権利があるかを確認するため、特定個人Bがどのような相談をしていたかを知る必要がある。

- (4) したがって、本件保有個人情報、被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報であり、特定個人Bの個人情報であると同時に審査請求人本人の個人情報に該当するため、開示されるべきである。

5 審査会の判断

- (1) 精神障害福祉相談に関する事務について

横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項福祉保健センターの項高齢・障害支援課の部及び同条第2項高齢・障害支援課の部の規定により、区福祉保健センター高齢・障害支援課では、福祉及び保健の総合相談に関する事、当該相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整に関する事、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉及び保健に関する事、精神保健に関する事等の事務を分掌している。

金沢区の区域における福祉及び保健の総合相談に関する事、当該相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整に関する事、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉及び保健に関する事、精神保健に関する事等の事務は、金沢区高齢・障害支援課で分掌しており、主に金沢区内に在住する高齢者や身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉及び保健に関する相談を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく相談（以下「精神障害福祉相談」という。）等への対応を行っている。

金沢区高齢・障害支援課では、精神障害福祉相談を受けると、保健相談票、在宅援助記録票（第1号様式及び第2号様式）及び当該精神障害福祉相談に関して取得

した資料を対象者ごとにまとめて、ケース記録を作成している。

保健相談票は初めて精神障害福祉相談を受けた対象者について相談内容を記録するために作成するものであり、在宅援助記録票は精神障害福祉相談に関する事務を進めるに当たり、社会福祉職、保健師等の職員がそれぞれの専門的な視点から要援護者の在宅生活を支援する前提として、各職種が共通に把握しなければならない情報を共有し、連携を深める目的で作成するものである。

(2) 本件本人開示請求について

本件本人開示請求は、審査請求人の亡母である特定個人Bが特定個人Bの子であり審査請求人の兄である特定個人A又は特定個人B自身のことに関して金沢区高齢・障害支援課に相談した記録について、審査請求人が開示を求めたものである。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、金沢区高齢・障害支援課が作成した特定個人Aに係る精神障害福祉相談に関する事務に係るケース記録のうち、特定個人Bからの相談に係る部分である。

なお、実施機関に確認したところ、金沢区高齢・障害支援課では特定個人B自身のことに関する相談を受けていないため、特定個人B自身のことに関して相談を受けた記録は作成しておらず、保有していない。

実施機関は、本件保有個人情報を特定個人Bの個人情報として特定した上で、条例第20条第1項に規定する自己を本人とする保有個人情報ではなく、また、死者の個人情報について他者が本人開示請求をできる場合にも該当しないとして、非開示としている。

(4) 本人開示請求権について

ア 条例第20条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。同項の「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいうところ、死者の個人情報は、生存する請求者にとって自分がその情報の本人となっている保有個人情報とはならないから、原則として、本人開示請求の対象とならない。

イ 本件本人開示請求は、死者である特定個人Bの個人情報について、特定個人Bの子であり特定個人Aの妹である審査請求人が開示を求めたものである。

死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権の考え方は、先例答申において

示されており、その基本的な考え方は、次のとおりである。すなわち、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報とは本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることが認められる場合もあるというものである。

そして、先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、①死亡した親の遺伝子情報といった実子自身の個人情報でもあるもの、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報の四つを例示しているほか、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあるとしている。

死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権についての上記の考え方は、現時点においても基本的に妥当であり、先例答申の考え方を変更すべき特段の事情の変化は認められない。

ウ 以上のような観点から本件について検討すると、本件保有個人情報は、金沢区高齢・障害支援課が作成した特定個人Aに係る精神障害福祉相談に関する事務に係るケース記録のうち特定個人Bからの相談に関する部分であるから、特定個人Bの個人情報であり、審査請求人本人の個人情報ではないため、原則として審査請求人本人の個人情報として本人開示請求の対象とすることはできない。また、本件保有個人情報は、特定個人Bからの相談に関する情報であることから、遺伝子情報や相続財産のように他者と共有し、又は他者に帰属する余地があるものではない。審査請求人は、被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報であると主張するが、審査請求人から提出された審査請求書及び意見書の記載からは、審査請求人が特定個人Bから損害賠償請求権等を相続したこと又は特定個人Bの死に起因して相続以外の原因により権利義務を取得したこと

を確認することはできない。

したがって、上記①から④までの例示に該当する情報であるとは認められず、本件保有個人情報と同時に請求者自身の個人情報と同視すべき情報であるとはいえない。

エ また、審査請求人は、特定個人Bの相続人である旨主張するが、特定個人Bの財産・債務を相続したという主張のみからでは、本件保有個人情報が社会通念上請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報であるともいえない。

オ なお、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、上記イのほか、手引の条例第20条運用欄においては、「他の制度において、遺族等に開示することが適当であるとされている情報」を挙げているが、本件保有個人情報は、そのような情報には該当しない。

カ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

キ したがって、本件保有個人情報は、審査請求人本人の個人情報として本人開示請求の対象となる個人情報であるとは認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求について、審査請求人が本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年4月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年5月23日 (第247回第三部会) 令和元年5月24日 (第327回第一部会) 令和元年5月31日 (第359回第二部会)	・諮問の報告
令和元年7月8日	・審査請求人から意見書の写しを受理
令和3年1月21日 (第265回第三部会)	・審議
令和3年2月18日 (第266回第三部会)	・審議
令和3年3月18日 (第267回第三部会)	・審議
令和3年4月15日 (第268回第三部会)	・審議